

ねぼけ堂（その6 起きて半畳寝て一畳）

大学の4年間大阪住吉の伯母宅に下宿していました。伯母宅は典型的な大阪の商家であり、伯母夫婦から商売人の考え方についていろいろ話を聞かせて貰いました。

「起きて半畳寝て一畳」もその一つ。伯母夫婦はかなりの金持ちでしたが、店の近くのそれほど広くない別宅に住み、盆栽を趣味とした質素な生活をしていました。あれから50年余。伯母夫婦の言葉の意味が、少し分かってきました。



(竹内)

令和4年1月1日より改正電子帳簿保存法が改正されます！

令和3年度の税制改正において、電子帳簿保存法の改正等が行われ、令和4年1月1日より施行されます。この改正では、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

～ 電子帳簿等保存(右図①)に関する改正事項 ～

1. 税務署長の事前承認制度が廃止。
2. 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置(5%軽減)が整備。←事前届出必要
3. 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能。

～ スキャナ保存(右図②)に関する改正事項 ～

1. 税務署長の事前承認制度が廃止。
2. タイムスタンプ要件、検索要件等について、要件が緩和。
3. 適正事務処理要件が廃止。
4. 電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置(10%加重)が整備。

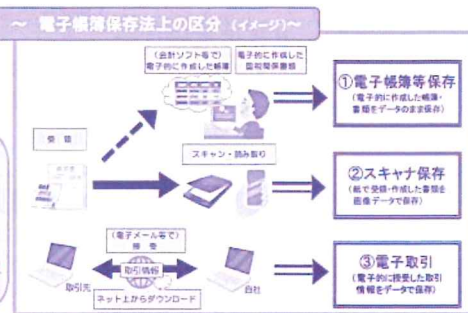
～ 電子取引(右図③)に関する改正事項 ～

1. タイムスタンプ要件、検索要件について、要件が緩和。
2. 法人・所得税上、「電子取引」の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止。
→ 令和4年1月1日以後、紙保存が廃止。電子保存のみに。
3. 電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置(10%加重)が整備。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく3種類に区分されています。



(国税庁資料より)

特に、「電子取引」にかかる取引情報の、紙での保存が制度的に廃止された点が重要です。この点、当さくら通信でも先月号より連載記事にて詳細を解説しておりますので、こちらもご確認ください。

(大寺)

11月の税務

■11月10日

- 1 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■11月15日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

■11月30日

- 3 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
- 4 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
- 5 9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 6 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 7 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 8 3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 9 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 10 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分))<消費税・地方消費税>

■11月中において市町村の条例で定める日

- 11 個人事業税の納付(第2期分)

※税を考える週間…11月11日～17日

11月の社会保険労務

- 30日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)

健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生日を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生日を迎える者)現況届

- ※ 年金週間(6日～12日)
- 年金の日(11月30日)
- ねんさん月間
- 建設雇用改善推進月間
- 職業能力開発促進月間
- 労働保険適用促進月間

雇用保険加入について

加入要件	➤ 31 日以上の継続雇用の見込みがあること 同一の事業主に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれる者 ・期間を定めずに雇用される正社員 ・31 日以上の期間を定めて雇用される契約社員やパートタイマー、アルバイトなど ➤ 1週間あたりの所定労働時間が 20 時間以上であること ・雇用契約書などに週 20 時間以上の所定労働時間が定められていることが必要 ・残業などで突発的に週 20 時間を超えた場合は含まれない ➤ 学生以外(例外あり) ・高等学校もしくは大学に在学中の生徒・学生は、上記の条件を満たしていても加入できない ※ 特例: 以下の場合は、上記の条件を満たしている場合に特例として被保険者になる ・卒業後も同じ職場で継続して勤務する卒業見込みの学生 ・休学中の学生、夜間学部や定時制の学校に在籍する学生など 																																		
加入の メリット	失業して収入が無くなったり、休業により賃金が減ってしまったときに、様々な給付金を受けられる ➤ 求職者給付・就職促進給付(一般的に失業保険といわれるもの) 失業した際に、新しい仕事を探している期間中の収入を保障したり、再就職を促進したりするための給付金 ※ 受給条件: 離職前の 2 年間に、雇用保険の被保険者期間が通算 12 カ月以上必要 (離職理由によっては離職前の 1 年間に 6 カ月以上) ➤ 育児休業給付金 1 歳または 1 歳 2 カ月(支給対象期間の延長に該当する場合は 1 歳 6 カ月または 2 歳)未満の子どもの養育するために育児休業を取得した被保険者に支給される(休業の間に会社から賃金が支給されない場合) ※ 受給条件: 育児休業を開始した日前 2 年間に、被保険者期間が 12 カ月以上必要 ➤ 介護休業給付金 家族の介護のために休業した被保険者に支給される給付金(休業した日数分) 同じ家族に対しては 93 日分を限度に 3 回まで支給される ※ 受給条件: 介護休業を開始した日前 2 年間に被保険者期間が 12 カ月以上必要 ➤ 教育訓練給付金 国が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、受講料や入学料などの教育訓練経費の一部を支給 ※ 受給条件: 受講開始日までの間に同一の事業主に引き続いて雇用されていた期間が 3 年以上必要 (初回受給の場合は 1 年以上) ➤ 高年齢雇用継続給付金 60 歳以上 65 歳未満の被保険者について、60 歳以降の賃金が 60 歳時点の賃金と比較して 75% 未満に低下した状態で働き続ける場合に支給される ※ 受給条件: 雇用保険に加入していた期間が 5 年以上																																		
雇用保険料	給与(賞与)総支給額に以下の料率を乗じた金額(令和 4 年 3 月分まで・料率は毎年 4 月に見直されます) <table><tr><td></td><td>一般の事業</td><td>農林水産・ 清酒製造</td><td>建設の事業</td><td>例 支給額</td><td>一般</td><td>農水・清酒</td><td>建設</td><td>徴収・納付方法</td></tr><tr><td>被保険者</td><td>3/1000</td><td>4/1000</td><td>4/1000</td><td rowspan="3">150,000</td><td>450</td><td>600</td><td>600</td><td>給与(賞与)より控除</td></tr><tr><td>事業主</td><td>6/1000</td><td>7/1000</td><td>8/1000</td><td>900</td><td>1,050</td><td>1,200</td><td>原則、年 1 回(年度更新時)</td></tr><tr><td>合計</td><td>9/1000</td><td>11/1000</td><td>12/1000</td><td>1,350</td><td>1,650</td><td>1,800</td><td>合計額を申告・納付</td></tr></table>		一般の事業	農林水産・ 清酒製造	建設の事業	例 支給額	一般	農水・清酒	建設	徴収・納付方法	被保険者	3/1000	4/1000	4/1000	150,000	450	600	600	給与(賞与)より控除	事業主	6/1000	7/1000	8/1000	900	1,050	1,200	原則、年 1 回(年度更新時)	合計	9/1000	11/1000	12/1000	1,350	1,650	1,800	合計額を申告・納付
	一般の事業	農林水産・ 清酒製造	建設の事業	例 支給額	一般	農水・清酒	建設	徴収・納付方法																											
被保険者	3/1000	4/1000	4/1000	150,000	450	600	600	給与(賞与)より控除																											
事業主	6/1000	7/1000	8/1000		900	1,050	1,200	原則、年 1 回(年度更新時)																											
合計	9/1000	11/1000	12/1000		1,350	1,650	1,800	合計額を申告・納付																											

(吉田)

資産税係 < 相続税の税務調査② >

税務調査は、贈与税や所得税、法人税などさまざまな税金の申告に対して行われていますが、中でも相続税の場合は非常に調査されやすく、申告数の約 20% に対して調査が入ると言われています。

また、税務署は、税務署内で申告内容を確認し、疑問や不信を抱いた場合には税務調査に入ります。

税務調査が入りやすいのはどのようなケースでしょうか？今回は、被相続人(亡くなった方)のケースについてみていきましょう。

- ① 相続額が大きい場合
税務署は、富裕層のリストを持っていて特に念入りに調査するとされています。
- ② 被相続人が大きな会社の社長や役員、医師や弁護士だった場合
亡くなった被相続人が、社会的地位が高く高収入な職業の場合、申告された相続財産が予想されるほど多くなければ、申告漏れや資産隠しを疑われて調査が入りやすくなります。
- ③ 相続財産に預貯金や現金が多い場合やその出入が多かった場合
相続財産に預貯金が多い場合や、預貯金の出金等が多い場合、税務調査が入りやすくなります。
- ④ 生前に不動産所得や株式譲渡などがあつたのに相続財産に反映されていない場合
譲渡代金に見合うだけの相続財産がない場合には、税務調査が入りやすくなります。



次回は、税務調査が入りやすい相続人のケースをみていきます。

(坂田)

法務係

< 商業登記規則等の一部改正による押印規定見直し >

令和3年2月15日施行の商業登記規則等の一部改正により、押印規定の見直しが行われ一部書類が押印につき審査を要しないとされました。一部抜粋します。

- ・就任承諾書又は辞任を証する書面(商登規則61条4項又は8項に該当しない書面)
- ・株主リスト(株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面)
- ・資本金の額の計上に関する証明書
- ・役員等の本人確認証明書(原本と相違ない旨及び記名は必要)
- ・定款一設立時以外(「当該会社の定款である。」旨及び商号を記載し、代表取締役の記名が必要)
- ・その他、法令上押印又は印鑑証明書の添付を要しない書面
- ・訂正印一訂正等をする書面の押印につき法令上の根拠がないもの
- ・その他の書面への契印一当該書面の押印につき法令上の根拠がないもの

この様に押印が一部不要となりますが、当面、今まで通り押印しておくのが無難ではないかと考えます。

(田中)



リスマネ委員会

< 確定拠出年金 >

自分でお金を積み立てて、老後資金をつくるしくみです。

5,000円から1,000円単位で、手軽に始められます。年に1回変更も出来ます。

会社員の場合、最大年額240,000円～276,000円、個人事業主の場合、最大年額816,000円掛けることができます。

掛金全額が所得控除となります。運用で増えた分には税金がかかりません。

受け取る時は、年金(公的年金等控除適用)として受け取るか一時金(退職所得控除適用)として受け取ります。

年末調整の控除として、老後の資金として検討してみてもいいかもしれません。

(さくらビジネス)

電子帳簿保存法の改正②

< データの保存要件 >

電子取引で受け取った請求書等については、令和4年1月1日より、データのまま保存する必要がありますが、データを保存する場合には、以下のような要件を満たさなければなりません。

電子取引の保存要件

※下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

(国税庁資料より)

真 実 性 の 要 件	以下の措置のいずれかを行うこと
	① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
	② 取引情報の授受後、速やかに(又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに)タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
	③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
	④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に沿った運用を行う
可 視 性 の 要 件	保存場所に、電子計算機(パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
	電子計算機処理システムの概要書を備え付けること
	検索機能※を確保すること ※帳簿の検索要件①～③に相当する要件(ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要) 保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

真実性の要件は、上記のいずれかの措置を行えば満たすことができますが、①②のタイムスタンプや③のシステムを新たに整備するには、コストがかかります。

コストをかけずに、真実性の要件を満たすには、④の事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行うのがおすすめです。事務処理規程については、国税庁のホームページに、サンプルが掲示されています。

また可視性の要件については、上記の3つの要件を全て満たす必要があります。

この中の検索機能の確保についてですが、以下の①から③に相当する要件を満たさなければなりません。

帳簿の検索要件

- ① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること
- ② 日付又は金額の範囲指定により検索できること
- ③ 2つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること

例えば、2022年10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書であれば、ファイル名を「20221031_株国税商事_110,000」とし、「取引の相手先」や「各月」などのパソコンの任意のフォルダに格納して保存すればよいことになります。(同様の記載のある索引簿の作成でも可)

すなわち、税務調査の際に、税務職員が自らパソコンを操作することで、データに辿り着けるように整備しておく必要があるということです。

(孝志茜)

消費税インボイス制度Q&A②

令和5年10月1日より、消費税の「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入され、適格請求書発行事業者のみが「適格請求書(インボイス)」を発行することができるようになります。原則として、この適格請求書を受領・保存しておかなければ、消費税の仕入税額控除を受けることができません。

ただし、免税事業者等からの仕入れ等に関しては、経過措置が設けられています。

以下、国税庁が公表するQ&Aを抜粋いたします。

Q インボイス制度の導入後一定期間、免税事業者等からの仕入税額相当額の一定割合を控除できる経過措置について教えてください。

A インボイス制度の下では、適格請求書発行事業者以外の者(消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者)からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができないことから、仕入税額控除を行うことができません。

ただし、インボイス制度導入から一定期間は、適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる経過措置が設けられています。

経過措置を適用できる期間等は、次のとおりです。

・令和5年10月1日から令和8年9月30日までは仕入税額相当額の80%

・令和8年10月1日から令和11年9月30日までは仕入税額相当額の50%

なお、この経過措置の適用を受けるためには、必要事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となります。

(大寺)

ゴルフ日和

暑さもたいぶやわらぎ、ゴルフに適した季節になってきました。
この記事を書いている10月はまだ半袖で問題ないくらい暑いのですが、11月には長袖が必要になっているかも知れません。
個人的には、風が吹いても寒くない季節が好きなので、少々寂しい時期ではあります。
しかし、寒いときには寒いなりにゴルフは楽しいので、今年もまだまだ楽しみたいと思います。

(孝志洋)

まだまだ、広告募集中です!!

※掲載料金は無料ですので、ぜひ貴社のPRにお役立て下さい。お申込みいただいた方より順次掲載しております。
広告内容については、お客様から提供された情報に基づいて作成されています。万一、損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。

広告コーナー

石井駅前 篠原接骨院

088-674-7123



名西郡石井町石井字石井 412-6

- ・気象による熱調整治療
- ・姿勢分析により重心ブレ調整
- ・筋トレ、3大ストレッチにより生活指導

鴨島 しのはら整骨院

088-363-1010



吉野川市鴨島町上下島 431-2

- ・午前中 予約診療
- ・午後 14:30~19:00
- ・自律神経調整治療、鍼治療を行っています。

※EMS(エイトレ)機器を併用し、筋力トレーニング教室も随時開催しています。

さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、
の内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負
いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ: <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL: 088-625-2556
FAX: 088-654-1181